

## 別表十四（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人がその有する令第119条の3第5項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の1単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の他の通算法人の株式（出資を含みます。2(2)において同じです。）につき同条第6項（令第119条の4第1項後段（評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含みます。）の規定の適用を受けて令第119条の3第5項又は第119条の4第1項の規定により当該他の通算法人の株式の1単位当たりの帳簿価額を算出する場合に記載します。
- 2 当該他の通算法人が令和4年改正令附則第6条第2項（有価証券の1単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額に関する経過措置）に規定する経過連結子法人である場合には、次によります。
  - (1) 「通算完全支配関係発生日2」の欄は当該他の通算法人が令和4年改正令附則第6条第2項に規定する経過連結親法人との間に同項に規定する連結完全支配関係を有することとなった日を記載します。
  - (2) 「資産調整勘定等対応金額合計額10」の欄の記載に当たっては、当該他の通算法人の株式につき令和4年改正令附則第6条第4項の規定の適用がある場合には、当該他の通算法人が同項に規定する連結完全支配関係発生日において有する営業権（令第123条の10第3項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する独立取引営業権を除きます。）の価額を「(8)－(9)」から減算して計算します。この場合において、「時価純資産価額に係る加算調整額26」の金額に当該営業権の帳簿価額に相当する金額を含めて記載しているときは、当該営業権の価額から当該相当する金額に「取得割合29」の割合を乗じて計算した金額の合計額を控除して計算します。
- 3 「被合併法人調整勘定対応金額13」の欄は当該他の通算法人を合併法人とする令第119条の3第7項第5号に規定する通算内適格合併に係る同項第6号に規定する被合併法人調整勘定対応金額（以下3において「被合併法人調整勘定対応金額」といいます。）を記載します。この場合において、当該被合併法人調整勘定対応金額が令和4年改正令附則第6条第3項の規定により被合併法人調整勘定対応金額とみなされた金額であるときは、当該金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 4 次に掲げる欄は、それぞれ次に定める期間において当該他の通算法人を法第62条の8第1項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する被合併法人等とする同項に規定する非適格合併等が行われた場合には、「0」と記載します。
  - (1) 「加算対象資産調整勘定対応金額等14」の欄  
「通算完全支配関係発生日2」の欄に記載された日から「通算終了事由が生じた日3」の欄に記載された日の前日までの期間
  - (2) 「資産調整勘定対応金額30」及び「負債調整勘定対応金額35」の各欄  
「(1)の法人の株式の取得又は譲渡をした日18」の欄に記載された日から「通算完全支配関係発生日2」の欄に記載された日の前日までの期間
- 5 「時価純資産価額に係る加算調整額26」の欄は、その対象株式（令第119条の3第7項第2号に規定する対象株式をいいます。）の取得の時に当該他の通算法人が同項第3号イ又はロに掲げる資産又は負債を有する場合における同号イ及びロに定める金額の合計額を記載し、その明細を別紙に記載して添付します。